

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(当市の概要)

当市は、香川県のほぼ中央瀬戸内側に位置し、北側は瀬戸内海を挟み瀬戸大橋を通じて岡山県倉敷市と接している。

主要な道路としては、国道11号など主要な国道・県道等が海岸線沿い及び内陸部において本市を横断・縦断しているほか、高速道路は瀬戸中央自動車道と高松自動車道があり、市内に、現時点では岡山方面のみに対応した坂出北インターチェンジ(フルインター化、令和6年度供用開始予定)に加え、坂出インターチェンジ、府中湖スマートインターチェンジの3つのインターチェンジがある。

また、沙弥島と瀬居島との間に広がった浅瀬を埋立造成した番の州臨海工業地帯には、「石油コンビナート等特別防災区域」に指定された番の州地区特別防災区域が存在し、四国のエネルギー拠点の役割を有している。

当市は、県内で唯一、本州と道路により接しているほか、坂出港が防災機能強化港として指定されるなど、避難や緊急物資の輸送(災害応急対策)及び復旧・復興における香川県の防災拠点の1つとして、役割を高めていく必要がある。

(エリア別災害発生リスク)

平野部では、河川の氾濫・雨水出水、沿岸部においては、高潮・津波による浸水、山沿いの地域では、土砂災害やため池決壊などの危険性がある。

また、大規模地震発生時には、埋め立て地や河口付近の砂質地盤で液状化の危険性がある。

(洪水：ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップによると、想定し得る最大規模の降雨による綾川下流域の氾濫時には、当所が立地する市街地地域において0.5～3m未満の浸水が想定され、綾川上流域の氾濫時には、川津町において0.5～3m未満の浸水、学園通り地域において0.5m未満の浸水が想定されている。

大東川の氾濫時には、川津町において0.5～3m未満の浸水が、学園通り地域において50cm未満の浸水が想定されている。

排水能力を超える大雨が市街地地域で降った場合、雨水出水が発生する危険性がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の土砂災害ハザードマップによると、市内126ヵ所で土砂災害の危険性がある。(土流40ヵ所、急傾斜地の崩壊84ヵ所、地すべり2ヵ所)

(ため池：ハザードマップ)

当市には大小多数のため池(456ヵ所)が点在しており、そのうち、地震や大雨等により決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池について、浸水想定区域、浸水深や到達時間などを予測したハザードマップを作成している(11地域)。

(地震の揺れ：震度分布図)

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と言われており、平成25年3月に公表された「香川県地震・津波被害想定(第一次公表)」によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、当市では、最大で震度6強の揺れが予測されている。

平成25年～平成26年に公表された「香川県地震・津波被害想定（第1次～第4次公表）」では、当市における主な被害想定は下記のとおりである。（海溝型地震（南海トラフで発生する地震）2ケースと活断層による直下型地震の2ケース、計4ケースを想定）

【香川県地震・津波被害想定（坂出市分抜粋）】

項目	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
	最大クラス	発生頻度の高いもの		
最大震度	6強	5強	6強	6弱
最高津波高	2.8m	2.6m	—	—
全壊・焼失棟数	1,500棟	190棟	810棟	170棟
死者数	290人	わずか	20人	わずか
負傷者数	840人	30人	430人	60人
断水率	78%	17%	61%	20%
停電率	97%	わずか	79%	25%
避難者(避難所)	13,000人	3,900人	1,000人	170人
避難者(避難所外)	8,400人	2,600人	690人	120人
浸水面積(1cm以上)	1,101ha	205ha	—	—

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、最高津波水位は坂出港（中央埠頭地区）で2.8m、坂出港（林田地区）で2.7m、坂出港（番の州地区）で2.6m、御供所漁港で2.8mと予測されており、津波による浸水深は市中心部などで0.3～2m、津波浸水面積は1,101haと予測されている。

(その他)

平成16年の台風第16号においては、坂出港で観測史上最高値（TP上2.78m）を記録する未曾有の高潮となり、商店街や市街地を含む沿岸部の広範囲にわたり、家屋の全壊1戸、半壊4戸、床上浸水130戸、床下浸水265戸や農作物、漁船・漁具などの被害があった。また、同年の台風第23号では、府中地区の降雨量が298mmという記録的な豪雨に見舞われ、市内各地で土砂崩れや河川の氾濫、雨水出水により、家屋の全壊1戸、半壊1戸、一部損壊101戸、床上浸水674戸、床下浸水1,672戸や農作物、漁船・漁具などの甚大な被害が発生した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,668人(平成28年度経済センサスより)
- ・小規模事業者数 2,084人(平成28年度経済センサスより)

【内訳】

大分類	商工業者	小規模事業者	備考
A：農業、林業	47	41	
B：漁業	2	1	
C：鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
D：建設業	286	273	

E	製造業	287	213	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	
G	情報通信業	14	12	
H	運輸業、郵便業	163	116	
I	卸売業、小売業	723	478	
J	金融業、保険業	34	26	
K	不動産業、物品賃貸業	250	241	
L	学術研究、専門・技術サービス業	103	76	
M	宿泊業、飲食サービス業	282	219	
N	生活関連サービス業、娯楽業	206	191	
O	教育、学習支援業	72	63	
P	医療、福祉	72	53	
Q	複合サービス事業	15	14	
R	サービス業（他に分類されないもの）	106	64	
	合 計	2,668	2,084	

【事業所の立地状況等】

- ・当市は、かつて全国でも有数の塩田のまち、そして塩の積出港として発展。塩田も技術革新によって姿を消し、埋め立てにより香川県下最大の「番の州工業地帯」と、林田地区に工業団地が造成され、瀬戸内工業圏の中核都市として発展してきた。
- ・駅周辺に小売業・サービス業の商業集積があり、浜街道沿いに大型小売店が出店している。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ① 「坂出市強靱化計画」の策定（令和2年6月策定）
- ② 「坂出市地域防災計画」の策定（令和元年11月修正）
- ③ 総合訓練を始めとする各種防災訓練の実施、自主防災組織等における防災訓練の指導
- ④ 防災備品の備蓄
 - ・計画備蓄量 7,800人分
 - ・備蓄場所 指定避難所26ヵ所、防災倉庫、坂出東部防災備蓄倉庫、本庁舎備蓄倉庫

2) 当所の取組

- ・一時避難所の開設
- ・事業者へBCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・アクサ生命保険㈱と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・坂出市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、当所と当市の間には緊急時の取組、協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 令和元年に締結した「協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等)について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和2年に事業継続計画を作成(別添参照)。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶアクサ生命保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ (仮称)坂出市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6強の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当所又は当市より香川県へ報告する。

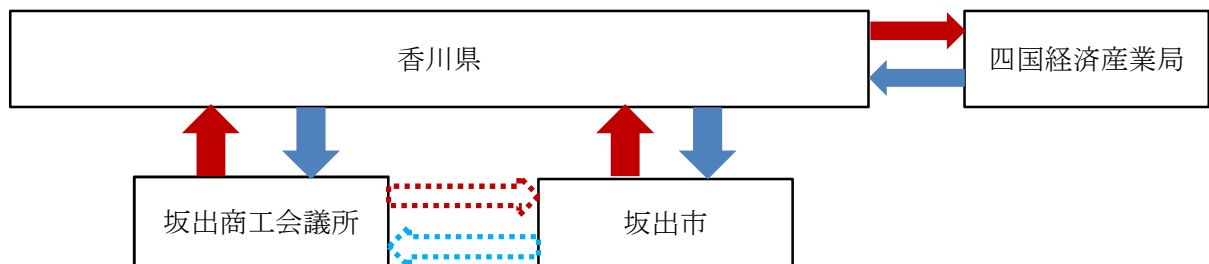
【香川県報告フォーマット】

実態調査票

策定者：坂出商工会議所 相談所長 赤木 浩
 電話番号：0877-46-2701

メールアドレス：akagi@sakaide.or.jp

被害合計金額								¥0	
事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再建 に必要な額 ※おおよそで 可。千円単位	(被害額内訳)				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば記載 ※記載例 ・二階建て建物が全壊（半壊、床上浸水、床下浸水、全壊、半壊） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き飛んだ
					土地 ※任意 （堆積土砂排除費・整地費） （事業用資産に限る）	建物 ※任意 （事業用資産に限る）	機械設備 ※任意	商品、 原材料、 仕掛品等 ※任意	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、坂出市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。

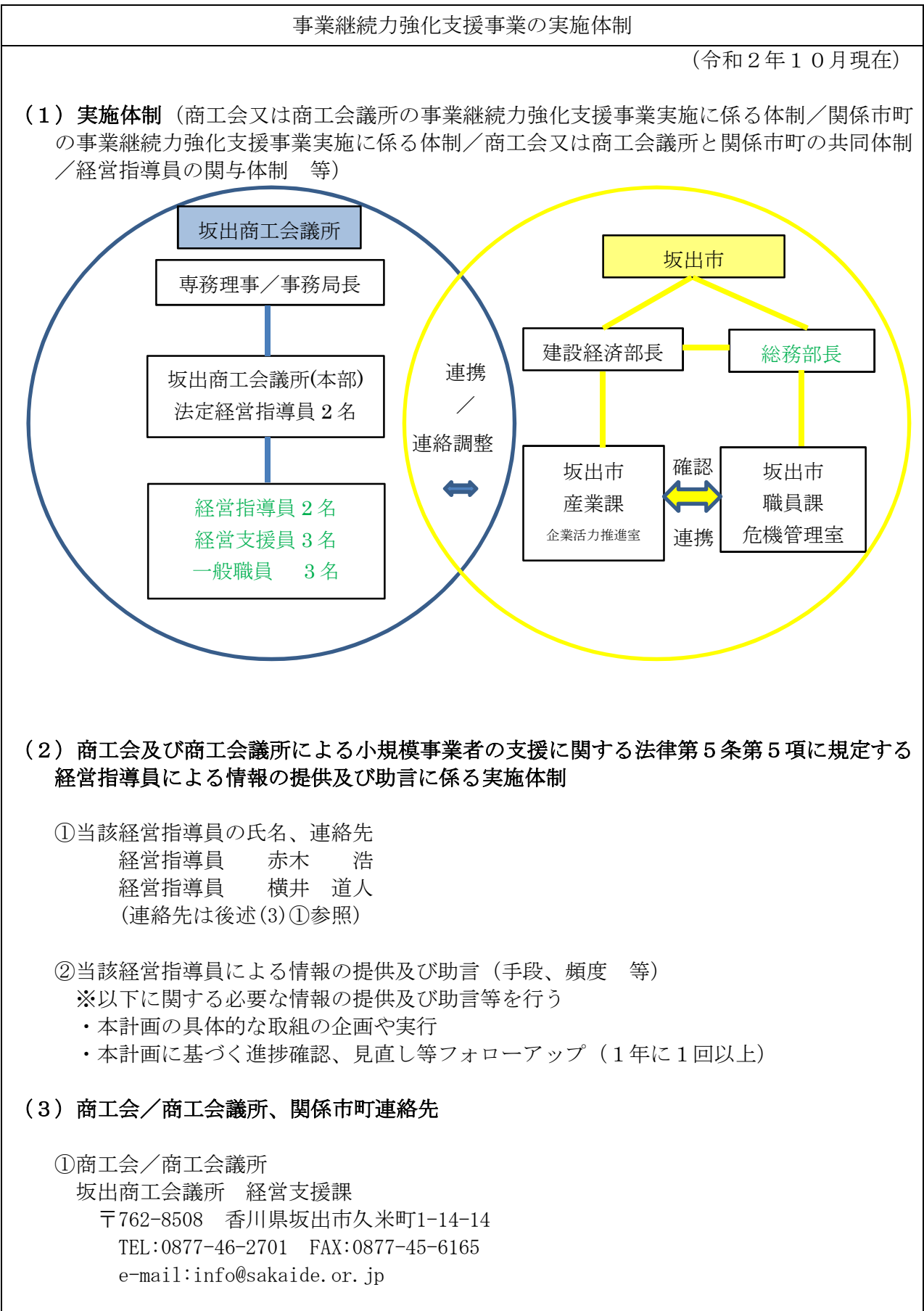
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町

坂出市 産業課 企業活力推進室

〒762-8601 香川県坂出市室町2-3-5 合同庁舎 3階

TEL:0877-44-5103 FAX:0877-44-5101

e-mail:kigyoun@city.sakaide.lg.jp

坂出市 総務部職員課 危機監理室

〒762-8601香川県坂出市室町二丁目3番5号 本庁舎 3階

TEL:0877-44-5023 FAX:0877-44-5032

e-mail:kikikanri@city.sakaide.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・会報記事掲載費	120	120	120	120	120
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、坂出市補助金、香川県交付金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等